

・給水装置工事申請時に必要な費用

1) 加入金（大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 36 条第 1 項関係）

口径	加入金の額 (内消費税等相当額)	
	新設	増設
φ 13mm	93,500 円 (8,500 円)	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
φ 20mm	137,500 円 (12,500 円)	
φ 25mm	275,000 円 (25,000 円)	
φ 30mm	440,000 円 (40,000 円)	
φ 40mm	660,000 円 (60,000 円)	
φ 50mm	1,265,000 円 (115,000 円)	
φ 75mm	3,080,000 円 (280,000 円)	
φ 100mm	5,500,000 円 (500,000 円)	
φ 125mm	8,250,000 円 (750,000 円)	
φ 150mm	16,500,000 円 (1,500,000 円)	

- 2) メーター負担金 (大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 20 条第 3 項及び藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第 14 条関係)

口径	メーター負担金の額 (内消費税等相当額)
φ 13mm	4,290 円 (390 円)
φ 20mm	8,030 円 (730 円)
φ 25mm	8,470 円 (770 円)
φ 30mm	13,860 円 (1,260 円)
φ 40mm	16,060 円 (1,460 円)

- 3) 手数料 (大阪広域水道企業団水道事業給水条例第 43 条関係)

口径	設計審査手数料	工事検査手数料
φ 50mm 以下	1,700 円	3,400 円
φ 75mm 以上	3,400 円	5,900 円

(非課税)

種別	工事立会手数料
給水装置及び給水主管の分岐箇所ごとに立会が必要	3,000 円

(非課税)